

平成27年9月第41回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成27年9月10日第41回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（1名）

15番 高橋晃

○ 出席議員（17名）

応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名）

不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 藤 雅 徳	税 務 課 長	西 山 茂 男
町 民 生 活 課 長	南 條 守 一	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	吉 田 美 和 子	健 康 推 進 課 長	岡 元 比 呂 美
農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫	商 工 観 光 課 長	齋 義 弘
都 市 建 設 課 長	佐 々 木 人 見	復 興 ま ち づ くり 課 長	櫻 井 禎
上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	牛 坂 昌 浩
教 育 長	岩 城 敏 夫	教 育 次 長 兼 学 務 課 長	鈴 木 邦 彦
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 和 江	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 浄	代 表 監 査 委 員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第74号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第75号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第76号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第77号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第78号 物品購入契約の締結について（平成27年度亶理町小型ポンプ積載車購入事業）
- 日程第10 議案第79号 工事請負契約の締結について（平成27年度亶理第5-3号汚水幹線工事）
- 日程第11 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成27年度荒浜地区防災公園整備工事（復交））
- 日程第12 議案第81号 工事請負契約の締結について（平成27年度吉田地区（その2）防災公園整備工事（復交））
- 日程第13 議案第82号 工事請負契約の締結について（平成27年度吉田地区（その3）防災公園整備工事（復交））
- 日程第14 議案第83号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度23都災第2956号亶理第三処理分区（その1）第一工区災害復旧工事（繰越））
- 日程第15 議案第84号 町道の路線廃止について
- 日程第16 議案第85号 町道の路線認定について
- 日程第17 議案第86号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第87号 平成27年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第

2号)

日程第19 議案第88号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算
(第2号)

日程第20 議案第89号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第1号)

日程第21 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて

日程第22 報告第14号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第23 報告第15号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第24 報告第16号 平成26年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比
率について

日程第25 報告第17号 平成26年度亶理町水道事業会計の資金不足比率に
ついて

午前10時00分 開議

議長(安細隆之君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、15番高橋 晃議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(安細隆之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番 四宮規彦議員、12番
高野 進議員を指名いたします。

日程第2 議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてか
ら

日程第4 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてま

で

(以上 3 件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第 2、議案第 71 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第 4、議案第 73 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての以上 3 件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第 71 号から議案第 73 号までの 3 件について当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） 議案第 71 号から議案第 73 号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についての 3 件の議案について一括で説明させていただきます。

現在、選任しております固定資産評価審査委員会委員 3 名の任期が、平成 27 年 9 月 30 日をもって満了となるため、次の 3 名を選任したいと存じまして議会の同意をいただきたくご提案申し上げたものでございます。

それでは、議案についてご説明いたします。

議案第 71 号でございますが、住所は亙理町長瀬字南原 6 番地、氏名は安田一郎、生年月日は昭和 19 年 1 月 30 日でございます。安田氏は、平成 15 年 9 月に選任されてから現在まで、4 期 12 年間にわたり固定資産評価審査委員会委員として活動していただいている方であります。

次に、議案第 72 号であります、住所は亙理町荒浜字新御狩屋 74 番地 1、氏名は鈴木敏雄。鈴木氏につきましても、平成 16 年 3 月に選任されてから現在まで 4 期 11 年 6 カ月にわたり固定資産評価審査委員会委員として活動していただいている方であります。

最後に、議案第 73 号になりますが、住所は亙理町逢隈蕨字梨木 25 番地、氏名は伊藤利一であります。経歴につきましては記載のとおりでございますが、昭和 46 年 3 月に亙理高等学校卒業後、昭和 46 年 4 月から亙理地区消防事務組合、現在の亙理地区行政事務組合に長年勤務され、亙理消防本部山元分署参事や亙理消防署参事などの要職を歴任された方であります。また、退職後におきましても豊富な経験と知識を買われ、宮城県農業共済組合の損害評価会の委員として活躍しているところであります。

安田一郎氏、鈴木敏雄氏につきましては、これまでの実績とその分野で精通されておりますことから、そして伊藤利一氏につきましては、これまでの経歴と優れた見識を有し高潔な人格であることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考えましたことから、皆様にご提案を申し上げさせていただきました。

つきましては、議員の皆様にご同意いただけますようお願い申し上げます、提出議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第5 議案第74号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第74号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案第74号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正することで、内容につきましては別冊の新旧対照表を使いまして説明申し上げますので、別冊新旧対照表の1ページ目、議案第74号資料をごらんいただきたいと思います。

ます。

今回の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正につきましては、現在本町におきましては災害公営住宅団地整備が完了し、震災からの復旧・復興が順調に進められているところでございますが、今後さらに復興事業を加速させる上で、防災集団移転元地を災害危険区域内の土地利用計画に基づき、今後民間団体等への活力を生かし、なりわい再生や観光事業の促進による海浜エリア等のにぎわい再生が急務の課題となっております。

しかしながら、現在の条例に基づきます町有地の無償または減額貸し付けの対象につきましては、例え公益性のある事業であっても地方公共団体または公共的団体のみとなっております。このため、条例の4条に改正後の太字で記載した「東日本大震災からの復興に資するものとして町長が特に認めるとき」と一語を加え、民間団体等であっても事業の内容によっては町有地の無償及び減免貸し付けができるようにし、防災集団移転元地の効果的な土地利用を図るものでございます。

それから、議案書にお戻りいただきまして、附則といたしましてこの条例については公布の日から施行し、改正後の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例は、平成27年4月1日から適用するものとするものでございます。

なお、この条例の一部改正とあわせまして、新たに東日本大震災からの復興に資する事業にかかわる町有財産の貸し付けに関する要綱により、対象とする事業や手続、実施期間を定め、適切に運用していく予定でございます。

この要綱の具体的な内容の対象とする事業につきましては、災害危険区域内土地利用計画によりまちづくりに関する事業、亘理町震災復興計画に関連する事業とし、実施期間につきましては平成27年4月1日から平成42年3月31日までの15年間で、無償貸し付け期間は亘理町財務規則に基づき1年。ただし、特別の理由があると認められたときは5年とすることができ、無償貸し付けの期間終了後も貸し付けを必要とする場合は、無償貸し付け申請書を再度提出するものなどが主な要綱の内容でございます。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 今回の一部条例改正につきましては、3号を追加ということに説明あったとおりでございます。その中で、復興に資するものとして町長が特に認めるといふような条項でございますけれども、第1点といたしましてどこを想定しているのか、また貸し付けに関する条件、ただいま要綱等々というふうな説明があったわけでございますけれども、その辺について再度質問をいたします。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 1点目でございますが、要綱にも対象となる事業等ということで記載しておりまして、具体的にはなりわい再生の推進、それから観光地・にぎわいづくりの推進、それからスポーツ・レジャーパーク整備の推進、それから災害に強いまちづくりの推進、それから低炭素及び省エネルギーの推進にかかわる事業、それから亘理町震災復興計画に関連する事業ということで、今後具体的に想定される事業につきましては、例えば荒浜地区の水産ゾーン内の駐車場、恐らく釣り組合等で今後この辺の貸し付け等が予想されますので、この関係と、それから民間誘致エリアということで、民間の商店あるいは工場等、それから今進んでおりますバイオマス発電施設等々、それから農林水産課、所管課だと思えますが、水産加工処理施設、今後公募する予定ですが、こういった施設が想定されると考えております。以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） そこで、今の話ですと土地の部分、財産の種類は土地、建物とあるわけでございますけれども、今の説明ですと土地なのかなというふうに思うわけでございます。そうした場合に、公有財産の目的外使用、第8条の中に使用許可された者から使用料を徴収するというふうなことの条項があるわけでございますけれども、その辺のお考えについてお伺いをいたします。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今回の条例の改正につきましては、いろいろ冒頭で説明いたしましたいわゆる震災復興に資するというところで、土地利用の促進という観点から「町長が特に認めた場合」ということで設定させていただきます。

今後については、そういった条例の改正をすることによりまして、土地利用の促進につながるという想定のもとに条例を改正させていただきますので、今後についてはこの「町長が特に認めた場合」というのを町のほうでいろいろ内容等を精

査させていただいて、無償譲渡あるいは減免にするかというのは判断させていただきたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第75号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 議案第75号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条、亶理町手数料条例の一部を次のように改正するというふうなことでございますが、これは行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の施行に伴い、俗に言われます番号法でございますけれども、この施行に伴い、第1条においては個人番号の通知カードが10月の5日から交付される予定でございます。その際、通知カードが当初は無償ですが、紛失、毀損、汚損等があれば当然ながら再発行をする予定でございますが、ここに書いてあり

ますように、通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く）、1枚につき500円の実費相当分を手数料として徴収するというものでございます。

続きまして、第2条になりますが、第2条につきましては3ページになります。新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思えます。

これに、続きまして今度は個人番号カードの交付というものが28年の1月1日から施行されることになっております。現在、住民基本台帳カードの交付が廃止されます。12月で交付されなくなります。それにかわるものとして、個人番号カードに移行します。それで、第1条の通知カードと同様に、当初作成は無償でございます。ですが、個人番号カードの紛失、それから毀損、汚損等があった場合に対して再交付を認めるということで、これも第1条と同じように個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除き、1枚につき800円、これもカードの実費になります。これを規定するものでございます。

そして、議案の12ページをごらんいただきたいと思えます。

先ほども申し上げましたが、附則としてこの条例中、第1条の規定は27年10月5日から、第2条の規定は28年1月1日から施行するというものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回の条例改正は、いわゆるマイナンバー制度に基づく条例の改正であります。

まず、第1点目は、総務省が複数の自治体のサンプル調査をした結果として、通知カードですね、住民票を持っている方々に全てに通知カードを送付するわけにありますけれども、その5%が受取人不在というふうなことが明らかになっております。受取人不在というのは、一つは住民票を移さないで転居している方とか、医療機関、特別養護老人ホームに入院、入所している高齢者や障害者ですね。この方々が受取人不在になっている可能性があるというふうに総務省では発表しております。全国的には275万人ですね。亘理町では、そういう実態はあるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 鞠子議員、条例の一部改正の部分に関すること……。

16番（鞠子幸則君） だから、マイナンバー制度に基づく条例改正でありますから、マイナンバー制度について質疑しているわけでありまして。これは、後期高齢者医療の議会でも認められました。互理町議会で認められないのはおかしいですね。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 町民生活課として当然ながら町に戻ってくるもの、要は本人に届かないものというのも想定しております。大体それが500件ほどではないかと。やはり総務省でサンプル調査した5%程度に相当するものが、戻ってくるものというふうに考えております。

そして、なお厚生労働省のほうから医療機関、そして福祉施設、要は障害者施設あるいは介護老人施設に対して、住所地で受け取ることができないという方に対して、申請をしていただくとそちらにお送りするということができますので、それらを今、厚生労働省のほうで8月に周知をしておりますので、この5%よりも少なくなってくるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この12月から送付されるであろう通知カード及び1月から送付される個人番号カードですね。これについて、町民の皆さんにどういう形で周知されるのか、その点はいかがですか。これは答えられますね。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） この番号制に関しましては、6月の広報、それから9月の広報に掲載をしております。そしてまた、町のホームページ、それから県の広報にも、9月、10月号の広報にも掲載されております。そしてまた、県のホームページ、国のホームページ、これは内閣官房、それから厚生労働省等々で掲載をしております。それで周知が図られるものというふうに考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 新しい制度なので、徹底して周知する必要があると思います。

それでは、もう1点だけ。一番の問題は、いわゆる情報の漏えいですね。プライバシーの侵害。こういう情報の漏えいについては、どういうふうに対応されるんですか。

議 長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 住民の情報につきましては、閉鎖環境の中で行われております。ですので、例えばサイバー攻撃についてはないものというふうに考えております。そして、この番号法の法の中に制度面、それから罰則等を設けておりますので、それらで対処できるものというふうに考えております。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議 長（安細隆之君） 日程第7、議案第76号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書13ページをお願いいたします。議案書の13ページになります。

議案第76号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

亶理町個人情報保護条例の一部を次のように改正するというふうなことで、この改正内容につきましては新旧対照表を使ってご説明申し上げますので、新旧対照

表4ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表4ページになります。

今回の改正でございますけれども、ただいま町民生活課のほうでもご説明いたしましたいわゆる番号法が、平成27年10月5日から施行されます。その際、住民一人一人に個人番号が通知されることとなりますけれども、この個人番号を含む情報の場合、特定個人情報といたしまして従来の個人情報よりも厳密な取り扱いが法律で定められております。そのようなことから、今回の法施行に合わせまして現行の町の個人情報保護条例につきましても、特定個人情報としてその内容を追加、改正するものでございます。

まず、第1条でございますけれども、右側、現行条例の「個人情報の保護」とありますけれども、これが左側、改正後では「個人情報」の次に、括弧書きで「個人情報に該当しない特定個人情報を含む」というものを加えるものですが、これはほとんどの特定個人情報が個人情報の中に含まれます。ただし、一部個人情報から除かれます特定個人情報がありますことから、その情報が漏れないようにその情報も含めるため、括弧書きを加えるものでございます。

今回の改正の中で、同様に「個人情報」のその文言の後に、括弧書きの規定を加える改正が一番多い改正内容というふうになってございます。

それでは、そのほかの主な内容についてご説明申し上げます。まず、第2条でございますが、新たに特定個人情報関連の用語の定義を第2号から第4号まで加えるものでございます。初めに、第2号、特定個人情報でございますが、これは個人情報の中で個人番号を含む情報、それからただいま1条で申し上げました個人情報からは除かれますが、特定個人情報には含まれます、事業を営む個人の事業に関する情報及び法人に関する情報に含まれる役員に関する情報、これらの情報のことでございます。

第3号、情報提供等記録でございますが、情報を提供した場合、その情報の照会者及び情報等提供者に関する情報ネットワークに接続したこと、それからその内容等について記録しなければならないというふうな定めがありますことから、それらを記録しましたファイルのことでございます。

第4号、特定個人情報ファイルにつきましては、個人番号をその内容に含みます個人情報のファイルのことでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

7ページでございますが、第6条の2になりますが、ここでは特定個人情報保護評価について新たに条を追加するものでございますが、これは特定個人情報ファイルを保有するときには、その内容について事前に審査会の意見を聞くことと規定しているもので、これは対象となる人数が1,000人を超える事務が該当いたします。亘理町につきましては、12の事務が該当するというふうなことでございます。

次に、その下になります。第8条の2特定個人情報の利用の制限でございますが、これも新たに規定を追加するものでございますが、特定個人情報の取り扱いにつきまして内部の利用についても利用できる事務が指定されておりまして、利用について制限をかけるというふうな内容のものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページ、中段にあります第13条開示請求でございますが、その下のほうにあります第2項、これにつきましては開示請求に係る代理人の範囲についての規定でございますが、この下にあります第1号についてはこれまでと同様でございますが、次の10ページをお願いいたします。

次の10ページの上段にありますこの第2号が新たに追加されるものでございまして、特定個人情報につきましては、従来ありました未成年者もしくは成年後見人の法定代理人のほかに、本人の委任による代理人も請求できるというふうにしたものでございます。

次、13ページをお願いいたします。

13ページでございますけれども、これは亘理町情報公開・個人情報保護審査会条例の改正を行うものでございますけれども、これはここにございます第2条の所掌事務に、先ほど説明を申し上げました個人情報保護条例の第6条の2特定個人情報保護評価が追加されたことに伴いまして、審査会の所掌事務がふえたというふうなことから第3号に追加をするというふうな内容のものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第77号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する
条例

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第77号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第77号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について説明します。

議案書の18ページ、それから新旧対照表は14ページからになりますので、お聞き願います。

今回の改正内容でございますが、亶理地区の児童クラブ、待機児童解消のため荒浜児童館仮設園舎を移築し建設を進めておりましたが、このたび竣工の運びとなりまして、27年の10月から放課後児童クラブ事業を開始するため、新たな児童クラブの名称、位置を定めるものが主なものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

まず、第3条でございますが、亶理たいよう児童クラブの次に、今回設置します「中町児童クラブ」の項を追加しまして、その位置は亶理町字中町東196番地1ということになります。

次に、第4条から第10条までを3条ずつ繰り下げまして、新たに指定管理者に児童クラブの管理を行わせることができるように、新たな3条の条を盛り込むものでございます。4条につきましては、指定管理者ということで「町長は児童クラ

ブの管理上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に児童クラブの管理を行わせることができる」というもので、第5条が指定管理者が行う業務の範囲、それから第6条で指定管理者が行う管理の基準を定めてございます。

なお、この指定管理者につきましては、今年度は業務委託ということで進める考えでございまして、28年度から指定管理者で実施をしたいというふうに今のところ考えてございます。

議案書に戻りまして、19ページの附則でございしますが、この条例は平成27年10月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけ。今、学童保育の待機児童は何人いて、中町児童クラブの定員は何人で、その中町児童クラブが10月から開始すると、待機児童は何人解消されるのか、それだけ答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 現在、亘理児童クラブに申し込みがあって待機となっている方は、14人おります。ただ、児童クラブ、あきが出まして、どうですかということでは点数の高い方からいろいろお話しさせてもらっているんですが、そのうち11名の方はまだちょっといいですとか、今休職中なのでいいですとかという方で、一応そのまま保留になってございます。取り下げ書が出てくれば待機の数から減るんですけども、一応出ていませんので、実質的には3名。ただし、ご存じのように亘理児童クラブ、人数が多くて、その解消のために五日町のほうに分室的なものをつくって、そちらのほうで21名ほど利用していただいています。その数を含めると、今回35人の定員で考えていますので、地域的なこともございますけれども、数的にはクリアできるというふうに思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第78号 物品購入契約の締結について（平成27年度亶理町小型ポンプ積載車購入事業）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第78号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第78号を説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第78号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。ということで、事業名につきましては平成27年度亶理町小型ポンプ積載車購入事業でございます。

契約金額が2,276万6,400円、なお落札率につきましては、95.85%でございました。

契約の相手方が、仙台市太白区鉤取本町1丁目10番1号 日本防災工業株式会社 仙台営業所でございます。

次の21ページが資料となりますので、ごらんいただきたいと思います。

入札年月日が平成27年8月21日、入札の方法が指名競争入札。入札指名業者が株式会社共栄防災、株式会社アオキ、日本機械工業株式会社仙台営業所、株式会社

モリタ仙台支店、日本防災工業株式会社仙台営業所の合計5社でございます。

入札回数が1回。

購入品目及び台数につきましては、小型動力消防ポンプ付軽四輪駆動積載車4台でございます。

仕様につきましては、別紙のとおりということで、次の22ページが仕様書、23ページが参考資料ということで写真を載せております。納入する車につきましては、記載の仕様内容と同等の製品ということで、仕様内容を明示しております。

受渡期限につきましては、平成28年3月31日。

受渡場所が亘理町字下小路7番地4ということで、亘理町役場敷地内でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第79号 工事請負契約の締結について（平成27年度
亘理第5-3号汚水幹線工事）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君）　続きまして、議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第79号　工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。ということで、工事名につきましては平成27年度第Ⅱ理5-3号汚水幹線工事でございます。

請負金額が6,912万円、なお落札率につきましては、96.87%ございました。

契約の相手方が、Ⅱ理町荒浜字御狩屋159番地52　八木工務店・芦名組・丸福建設　復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員につきましては八木工務店で、丸福建設につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

次の25ページが資料となりますので、ごらんいただきたいと思います。

入札年月日が平成27年8月7日、入札の方法が条件付き一般競争入札ということで、いわゆる復興JVでございまして、今回の条件の主なものにつきましては、構成員のうち代表者についてはⅡ理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上のものと、代表者以外の構成員につきましては北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600点以上のものが条件となります。

入札参加業者につきましては、太田工務店・岩佐組・勝田組　復旧・復興建設工事共同企業体、斎藤工務店・小野工務店・永井組　復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設　復旧・復興建設工事共同企業体、田中建材輸送・結城組・松浦組　復旧・復興建設工事共同企業体、八木工務店・芦名組・丸福建設　復旧・復興建設工事共同企業体の合計5共同企業体でございます。

入札回数につきましては1回。

工事場所については、Ⅱ理町吉田字流外地内ということで、次の26ページに位置図を添付しておりますが、県道吉田浜山元線のJR常磐線の踏切を東に越えまして、この県道脇の朱書きした部分、この部分が今回の工事の施工箇所となります。

工事内容につきましては、線路延長ということで221.9メートル、推進工法、開

削工法、それぞれここに記載の延長となります。マンホール工については、組み立て式1号マンホールが6カ所、塩ビ製小型マンホールが3カ所、公共ます設置が10カ所、附帯工一式となります。

工期につきましては、平成27年9月11日から平成28年2月29日まで設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成27年度
荒浜地区防災公園整備工事（復交））から

日程第13 議案第82号 工事請負契約の締結について（平成27年度
吉田地区（その3）防災公園整備工事（復交））まで

（以上3件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第80号 工事請負契約の締結についてから日程第13、議案第82号 工事請負契約の締結についての以上の3件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第80号から議案第82号について当局からの提案理由の説明を求

めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案80号から82号まで一括して説明申し上げます。

最初に、27ページをお開きいただきたいと思います。

議案第80号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。ということで、工事名につきましては平成27年度荒浜地区防災公園整備工事（復交）でございます。

請負金額が4億5,900万円、落札率につきましては、99.84%ございました。

契約の相手方が、亘理町荒浜字御狩屋159番地52 八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員につきましては八木工務店で、丸福建設については北海道伊達市の建設会社でございます。

次に28ページ、資料をお開きいただきたいと思います。

入札年月日が平成27年8月7日、入札の方法については条件付き一般競争入札ということで、これがいわゆる復興JVでございまして、条件内容の主なものについては、構成員のうちの代表者につきましては亘理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上のものと、代表者以外の構成員につきましては北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600点以上のものが条件となります。

入札参加業者が、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、合計4共同企業体でございます。

入札回数が1回。

工事場所が、亘理町荒浜字築港通り地内外ということで、30ページのほうに位置図がございしますが、荒浜地区の災害危険区域内が、この記載部分が工事場所となります。

工事内容につきましては、これも次の31ページに計画平面図、32ページに断面図を記載しておりますが、公園整備としまして面積が4万1,928平方メートル、基盤整備工、避難丘築堤工1万2,700立方メートル、そのほか施設整備工として、ここに記載のU型側溝工から花壇の植栽工まで整備するものでございます。

工期につきましては、平成27年9月11日から平成28年12月22日まで設定するものでございます。

以上が議案の第80号でございます。

続いて、議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第81号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。ということで、工事名が平成27年度吉田地区（その2）防災公園整備工事（復交）でございます。

請負金額が2億2,248万円、落札率につきましては、99.73%ございました。

契約の相手方が、亙理町吉田字松元209番地10 田中建材輸送・結城組・松浦組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員につきましては田中建材輸送、松浦組につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

次の34ページが資料となりますのでごらんください。

入札年月日が平成27年8月7日、入札の方法が条件付き一般競争入札ということで、これもいわゆる復興JVでございまして、条件内容の主なものにつきましては、構成員のうちの代表者については亙理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上のものと、代表者以外の構成員については北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600点以上のものが条件となります。

入札参加業者が、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、田中建材輸送・結城組・松浦組復旧・復興建設工事共同企業体の合計5共同企業体でございます。

入札回数が2回。

工事場所が、亘理町吉田字内浦地内外ということで、次の36ページに位置図がございまして、吉田地区の災害危険区域内のこの記載した場所が今回の施工場所となります。

工事内容につきましては、次の37ページに計画平面図、それから38ページに断面図を載せております。公園整備としまして面積が2万436平方メートル、基盤整備工として避難丘築堤工1万6,000立方メートル、施設整備工としてここに記載のU型側溝工から花壇の植栽工までを整備する予定でございます。

工期につきましては、平成27年9月11日から平成28年12月22日まで設定するものでございます。

続きまして、議案書の39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。ということで、工事名につきましては平成27年度吉田地区（その3）防災公園整備工事（復交）です。

請負金額が2億5,488万円、なお落札率につきましては、86.50%でございました。

契約の相手方が、亘理町逢隈高屋字中原39番地1 太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

代表構成員につきましては太田工務店、勝田組につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

次の40ページが資料となりますので、ごらんいただきたいと思います。

入札年月日が平成27年8月7日、入札の方法につきましては条件付き一般競争入札ということで、これもいわゆる復興JVでございまして、主なものにつきましては、構成員のうちの代表者については亘理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上のものと、代表者以外の構成員につきましては北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600点以上のものが条件となります。

入札参加業者が、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業

体、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体の合計5共同企業体でございます。

入札回数が1回。

工事場所が、亘理町吉田字須賀畑地内外ということで、42ページに位置図を記載しておりますが、吉田地区の災害危険区域内のこの記載した場所となります。

工事内容でございますが、次の43ページに計画平面図、これは44ページに断面図を記載しております。公園整備としまして、面積が3万8,781平方メートル、基盤整備工として避難丘築堤工11万7,000立方メートル、施設整備工としてここに記載のU型側溝工から植栽工までを施工予定でございます。

工期につきましては、平成27年9月11日から平成28年12月22日まで設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 当局からの説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第80号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 80号、82号はトイレ設置工があるんですけども、この81号はトイレ設置工がないんですね。なぜないんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 議員ご質問の件ですけども、80号荒浜地区、それから82号の吉田（その3）でございますけれども、こちらに関しましては、この丘につきまして津波で逃げおくれた方の一時避難用の丘の築堤というのを第一の目的としておりまして、トイレを設置します荒浜と吉田のその3に関しましては、平時の利用者の方も多いうふうに見込んでおりまして、トイレの設置のほうをさせていただくこととさせていただいております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私が言っているのは、吉田（その2）になぜトイレ設置工が入っていないんですか。一度、荒浜、吉田（その3）でなくて、吉田（その2）についてなぜトイレ設置工が入っていないんですかという質問です。ストレートに教えてください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 議員ご質問の件ですけども、先ほどご説明申し上げましたとおり、荒浜地区に関しましては今もう既にわたり温泉島の海もございまずし、商業施設等もございまして非常に平時の集客も見込まれる地域、それから吉田のその3につきましても、道路等、それからあと周辺に墓地等もございまして、そういったやはり平時の利用者の方が見込まれるというような点と、それから設置及び管理に関しますコスト、この件を勘案しまして、荒浜と吉田のその3のほうにトイレの設置をさせていただくこととしているということでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そうしますと、平時は利用者がいないとは言わなかったけれども、極めて少ないのでトイレは設置しない。それであれば、防災公園をつくる意味がないんでないですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 今の議員のご質問につきまして、この防災公園という名称ですけども、T.P.9メートルの高さの丘を築堤しまして、亘理町の避難

計画で言いますと基本的には徒歩とか自動車等で水平に移動して逃げるといことなんでしょうけれども、万が一逃げおくれる方もおられるという想定でおりまして、そういった方々の人命を守るためということで、丘の築堤というようなことを第一の目的ということで整備のほうをさせていただくものでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） その2とその3がありますけれども、その1がありません。ない理由を説明してください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 今の高野議員のご質問の件ですけれども、吉田のその1というのも計画ではございます。今回、議案のほうに上げていない理由でございますけれども、圃場整備事業のほうに当初、防災公園として計画していた地域の方で、ちょっと圃場整備に参加のいかんでちょっと変更が出ておりまして、それに伴いまして今エリアのほうは固まったんですけれども、設計の変更等をやっております。その1に関しましては12月の議会にお諮りさせていただいて、進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） いずれも復興事業なので、おくれることは余り好ましくないというふうに思います。それで、12月定例会で上程された場合、この2と3もそうなんですけれども、工期の終了が28年12月22日となっております。その1が12月定例会で上程されれば、工期の終了は同じ28年の12月22日というふうな計画で考えておりますか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 今の高野議員のご質問の件ですけれども、数カ月期間がずれてしまいますので、完成につきましても、今後ちょっと詰めていくことにはなりますけれども、規模的にも大きい工事になりますので、やはり数カ月程度おくれというものを見込まざるを得ない状況ではないかというふうに今のところ考えておりますが、なるべく早くということでこちらも理解はしておりますので、その点も加味しながら進めさせていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） わかりました。

それで、その2、まだその3は行っていませんけれども、その2もその3も実は太陽光を設置するエリアと隣接しています。後で出てきますけれども、今一般会計補正予算（第4号）で中身を見ますと、太陽光を設置する場所の中で道路整備並びに用水路の整備ということで載っていますね。そうすると、同じ今回9月定例会で上程されますけれども、工事がかぶってしまう可能性があるというふうな心配があるわけです。ですから、防災公園ができた後に道路整備をするのか、しっかり道路整備をしてから防災公園の工事をするのか。その道路工事をしながら、防災公園の工事車両がダブってしまうのかというふうな心配が危惧されるんですけれども、その辺はどういうふうにご考えておられますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） メガソーラーの件なので私のほうから回答させていただきますが、今回、先ほど申し上げました補正予算関係で可決いただければ、すぐ発注しまして、恐らく多分、臨時議会等で上程されると思いますけれども、基本的に、後ほど補正予算で説明いたしますけれども、道路、水路の原形復旧です。災害復旧という原則で、新しく新道をつくるのではございませんので、この防災公園といわゆる残土あるいは土を運搬する際に、工事が重複して工期がおくれることのないように、お互い調整を図りながらどっちも工期、なるべく早く完了できるように当然協議して進めてまいりたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 荒浜地区と吉田地区に関しては、ざっくり計算して、平米当たり約1万900円、それから吉田地区（その3）に関しては平米当たり6,500円という形になっているんですけれども、この違いというのをちょっと教えていただけますか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 今の鈴木議員のご質問の件ですが、こちらのほうは、資料のほうにもございますけれども、工事内容の記載がございますけれども、こういった内容のちょっと違いによる価格の違いということだと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） そうしますと、吉田地区のその3のほうは、ここは入札率が86.5%

なもんですから、下がっていますので、その分が下がっているのかなとは思いますが、その3のほうが結構工事量が多いんですよね。その2よりも。それでこれだけ低いというのは、幅があって6,600円。これでもその2のほうはやるんじゃないのかなと私は思ったんですけども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 大きな単価の違いについては、荒浜地区と吉田地区、既存のインターロッキングブロックと言いまして、災害廃棄物でつくりましたブロック、それを再利用で盛り土として使うということで荒浜地区は今考えていますので、その分の盛り土の単価の差が一つでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第83号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度23都災第2956号亘理第三処理分区（その1）第一工区災害復旧工事（繰越））

議長（安細隆之君） 次に、日程第14、議案第83号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の45ページをお開きいただきたいと思います。

議案第83号 工事請負変更契約の締結について。

平成27年8月5日、工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。ということで、工事名につきましては平成26年度23都災第2956号亘理第三処理分区（その1）第一工区災害復旧工事（繰越）でございます。

変更請負金額が9,310万4,640円、8,509万5,360円の減額でございます。

契約の相手方が、亘理町逢隈上郡字天王62番地2、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の46ページが資料となりますので、お開きいただきたいと思います。

第2回変更契約年月日が平成27年8月5日、変更内容、それから変更理由、主なものについてでございますが、本工事につきましては荒浜地区の災害危険区域内

の不用となりました污水管を処理する災害復旧工事で、平成27年3月に本工事を発注いたしましたが、その後、現在に至るまでに区域内の各種復興事業の計画や進捗が変化したことから、現在の土地利用状況に合わせた設計内容とするため、変更するものでございます。

工種ごとに説明いたしますと、開削撤去工につきましては土地利用の計画に合わせてるとともに、現地精査の結果、既設管の埋設深などの影響により撤去が困難である箇所や、他事業により既に撤去されている箇所を精査したところ、2,063メートルから1,156メートルに変更になるものと、管渠の充填工につきましては、今申し上げました撤去工以外の箇所が充填工の対象となることにより変更が生じるものと、人孔部いわゆるマンホールの充填工につきましては、当初エアモルタル充填としておりましたが、精査の結果、より安価であります砕石埋め戻しとして機能的に満足するため、充填工としまして5,346メートルから5,097メートルに変更するもの、それから人孔部のマンホール充填工としてエアモルタル、160立方メートルから砕石55立方メートルに変更するものが、変更内容の主なものでございます。

47ページが平面図で、この着色しました青色のラインの部分が管撤去工部分、それから赤色で着色した部分が充填工部分、緑色の部分が既設管利用への変更、もしくは他事業にて撤去されたため本工事から減となる区間、黒色の部分が既設管の利用区間となります。

工期につきましては、終期が平成27年9月30日まで設定しておりましたが、平成28年2月29日に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第84号 町道の路線廃止について

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第84号 町道の路線廃止についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第84号について説明申し上げます。

議案書の48ページをお開き願います。

議案第84号 町道の路線廃止について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものでございます。

今回の町道の路線廃止につきましては、公共ゾーンの整備に関連し、公共ゾーン内を通過している町道を廃止して次の議案で説明する町道を新たに認定するため、この議案で4路線を廃止するものでございます。

下記の記載の表に移りまして、路線番号405の路線名、東郷上郡下線については南北方向の路線となりますが、起点は字東郷204-3地先、終点については逢隈上郡字下243地先であります。

続いて、路線番号408の路線名、東郷東鹿島線についても南北方向の路線で、起点は字東郷192地先、終点は逢隈鹿島字東鹿島160地先でございます。

次に、路線番号424の路線名下木戸深町線については、東西方向の路線でございまして、起点は逢隈鹿島字二ツ井戸北21-1地先、終点については逢隈鷺屋字深町266地先でございます。

次に、路線番号426の路線名、下木戸篠子橋線についても東西方向の路線でございまして、起点が逢隈鹿島字西鹿島367地先、終点が荒浜字篠子橋29-1地先でございます。

次のページ、49ページに箇所図を掲載しております。それぞれ①から④として記載しておりますが、丸印が起点で、矢印が終点となります。確認をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 町道の路線廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第85号 町道の路線認定について

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第85号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、次のページ、議案書の50ページをお開き願います。

議案第85号 町道の路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものでございます。

今回の町道の路線認定につきましては、前の議案第84号の路線の廃止についても説明申し上げましたが、公共ゾーンの整備に関連し、公共ゾーン内を通過している町道を廃止して、公共ゾーン隣接地をそれぞれ起点、終点として町道を新たに認定するため、5路線を認定するもの、及び本町荒浜地区の災害危険区域内県

道荒浜港今泉線の旧道分を宮城県から無償で払い下げを受けるに当たり、町道として認定するため、1路線を認定するものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号405の路線名、東郷1号線及びその下、路線番号408の東郷2号線については南北方向の路線となりまして、東郷1号線は起点が字東郷204-3地先、終点については東郷78地先となります。

路線番号408の東郷2号線は、起点が字東郷192-1地先、終点については字東郷90地先となります。

続いて、路線番号424の路線名、下木戸鹿島1号線及びその下、路線番号426の路線名、下木戸鹿島2号線については東西方向の路線で、下木戸鹿島1号線は起点が逢隈鹿島字二ツ井戸北21-1地先、終点は字鹿島88地先となります。路線番号426の路線名、下木戸鹿島2号線は、起点が字西郷1地先、終点は字鹿島120地先となります。

次に、路線番号815の路線名、鷺屋篠子橋線については東西方向の路線でございまして、起点は字鷺屋96地先、終点については荒浜字篠子橋29-1地先となります。

最後に、路線番号816の路線名、築港南3号線については、起点が荒浜字築港通り6-45地先、終点は荒浜字隈崎54地先となります。

次のページ、51ページに箇所図を掲載しておりますが、それぞれ路線を①から⑥として記載しておりますが、丸印が起点で、矢印が終点となります。確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 町道の路線認定についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第86号 平成27年度互理町一般会計補正予算（第4号）

議長（安細隆之君） 日程第17、議案第86号 平成27年度互理町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第86号 平成27年度互理町一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

別冊の平成27年度互理町一般会計補正予算書（第4号）をご用意いただきたいと思っております。

初めに、1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,878万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億9,670万5,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による、でございます。

それでは、歳出から説明しますので、予算書の15ページをお開き願います。

今回の補正予算については、ページ数がございまして、金額の大きい項目について説明させていただきます。

初めに、2款の総務費、このものものにつきましては、1項5目財産管理費500万円の増額補正ですが、右の16ページの説明に記載がございまして、今回国の方針によりまして各地方公共団体におきまして統一的な基準による地方公会計の整備が義務づけられ、固定資産台帳の整備が必要になったことから、公有財産調査整理及び台帳システムの構築を行うための固定資産台帳整備業務委託料としまし

て、500万円増額補正するものでございます。

12目基金管理費のうち、16ページの説明欄にございます東日本大震災復興交付金基金費につきましては、東日本大震災復興交付金事業における予算の繰り越しについては、財源といたしまして基金繰入金が無収入特定財源として認められないことから、繰越事業費分も基金に繰り入れした上で次年度に繰り越す必要がありますが、繰越額につきましてはあくまでも予算額でございますので、実際の事業、決算額と開きが生じて、不用額が生じます。その結果としまして、事業費が減少した分については過剰に基金繰り入れすることになりますが、原則、繰り入れ予算額については補正できないことから、過剰の繰り入れ分については決算におきまして余剰金となり、最終的には財政調整基金に積み立てとなります。

そのため、決算が固まった時点でございます今回、平成27年度におきまして、前年度、26年度の繰越事業の過剰繰入金を基金に返納、いわゆる積み立てするものでございまして、平成26年度繰越事業精算分として震災復興交付金基金積立金に3億9,679万円を増額補正するものでございます。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。

14目諸費1,699万7,000円を増額補正でございますが、18ページの説明欄にございますが、町税等還付経費につきましては町民税や固定資産税など町税の過年度分の還付金として1,430万円を追加補正するものと、町民乗合自動車運行事業経費につきましては、4月から現在まで岩沼駅から亘理町内3駅への深夜の広域運行乗合自動車運行について試験運行をしておりましたが、現在まで平均乗車数を勘案しますと一定の効果はあるものと考え、10月以降の運行を継続することとし、試験運行の実績を踏まえ運行費の精査を行い、今回不足分としまして広域運行乗合自動車運行委託料として269万7,000円増額補正するものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、これも説明欄に記載しておりますが、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費におきまして、ことしの10月からの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、今後業務が発生する個人番号カード発行等にかかわる必要経費としまして、1,221万2,000円追加補正するもので、経費につきましては全額国から補助金が交付される予定でございます。

また、この経費のうち負担金1,171万2,000円については、個人番号カード発行等

の業務を地方公共団体にかわって行う地方公共団体情報システム機構に委託することとなるため、通知カード・個人番号カード関連事務委託に係る負担金として計上するものでございます。

次に、3款民生費の主なものでございます。

19ページをお開きいただきたいと思えます。

19ページの1項社会福祉費8目被災者支援費で903万7,000円の増額補正でございますが、仮設住宅管理経費におきまして県が整備したプレハブ仮設住宅の供用期限が、町内の各団地でそれぞれ28年4月から7月に期限が切れることから、特定延長者の方々が今後各仮設住宅から転出され、入居者が大幅に減少することが予想されるため、各仮設住宅の防犯強化が必要となることから、警備会社への夜間巡回業務委託料324万円を増額補正するものと、今後工業団地仮設住宅に移転を希望する特定延長者が、移転の際に必要な引っ越し業務委託料等545万8,000円を増額補正するものが主なものでございます。

2項児童福祉費4目の児童措置費1億5,136万円の追加補正につきましては、保育園経費といたしまして町内の待機児童の解消策として、以前から民間保育所を誘致していたところでございますが、今回町内に保育所を運営する意向のある事業者の誘致が決定し、施設が亘理町字東郷地内に整備されることとなったため、事業者に対する保育所緊急整備事業補助金といたしまして、追加補正するものでございます。

内訳といたしまして、補助基準額、国から補助事業として認められました金額が1億9,581万4,000円で、そのうち国は3分の2、1億3,054万3,000円。町が12分の1の1,631万7,000円と、園内の遊具等整備費用として整備費補助の450万円の合計1億5,136万円を今回補正するものでございます。

5目の母子福祉費352万円の増額補正ですが、22ページの説明欄に記載しております母子父子家庭医療費助成事業につきましては、当初予算におきまして今年度から子ども医療費が中学生の通院まで拡大することを考慮し、500万円計上しておりましたが、現在までの実績を見ますと親の医療費が大部分を占めており、中でもがん通院など高額医療費が多かったことから、見込みを大きく上回った状態となり、そのため扶助費といたしまして今回352万円補正するものでございます。

21ページをお開きいただきたいと思えます。

3項1目災害救助費1,190万円の増額補正につきましては、災害援護資金貸付金の償還金といたしまして増額補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費の主なものについてでございます。1項6目農地費8,600万円の増額補正でございます。22ページの説明欄に記載しておりますが、吉田東部地区災害危険区域整備事業費におきまして、亘理太陽光発電施設用地といたしまして山佐株式会社へ売却を予定しております区域内の道路及び水路等が、津波により被災を受け、機能が果たされていないことから、用地の売却に当たり事業者側からこれらの施設の復旧を求められたことから今回、亘理太陽光発電施設用地復旧工事といたしまして工事請負費8,600万円を補正し、今後復旧工事を行うものでございます。

なお、今回のメガソーラー整備事業によりまして土地及び償却資産からの固定資産税収入など、本町に対しまして多大な効果が期待されるところでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

13目復興事業費1,177万2,000円の増額補正でございますが、説明欄、24ページになりますが、亘理町いちご団地造成事業費におきまして浜吉田いちご団地内耕作道路の舗装工事といたしまして745万2,000円を増額補正するものと、復興畑団地整備事業費におきましては、いちご団地の換地業務にかかわる用地の換地等の業務におきまして、当初見込んでいた業務内容より分筆測量の箇所数がふえたり、附帯する業務内容がふえたため、今回復興畑団地整備事業換地等業務委託料として432万円増額補正するものでございます。

7款商工費につきましては、1項2目商工振興費におきまして荒浜築港仮設店舗が今後、着工予定の二線堤整備工事に係ることから、支障とならないよう取り壊すための解体工事費としまして680万2,000円を追加補正するものでございます。

なお、解体費用につきましては独立行政法人中小企業基盤整備機構より助成される予定でございます。

次に、8款土木費の主なものでございます。4項都市計画費4目公園管理費のうち、右の説明欄にございますが、亘理公園野球場改修工事等としまして2,350万円増額補正でございます。改修内容につきましては、一塁側のフェンス脇の木が、植栽している盛り土部分が土砂流出により木の根っこが露出しておりまして、応急処置として土のうを今まで積んで崩落防止を図っておりましたが、幹線等で人

が頻繁に出入りする場所であることから、今回L型擁壁、フェンス、階段設置、立木伐採、芝の植栽を図るものと、グラウンド内で芝生部分と内野のグラウンドの段差が最大で10センチ程度、現在生じており、プレーの際にけがをするおそれがあることから、グラウンド内の土の補充を行うものでございます。

なお、この土につきましては、後ほど説明申し上げます荒浜中学校の今回すき取りする土を活用する予定でございます。

ページの一番下段になりますが、6目復興事業費3億4,854万8,000円減額補正でございます。内訳としまして、説明欄、24ページの下段になりますが、防災集団移転促進事業費としまして内容は説明欄、次の26ページをお開きいただきたいと思っております。

移転元地に残存しております建物及び雑物の解体撤去工事費と、荒浜中野、亘理江下、吉田舟入北団地の集会所建設事業におきましては、配置計画等の詳細が固まったことから、これらの集会場の土どめやフェンス等の外構工事といたしまして、工事請負費として7,620万円増額補正するものでございます。

避難道路新設・整備事業費におきましては、荒浜大通り線、荒浜江下線、五十刈線の3路線については今後、年度内にそれぞれ発注を予定しております工事が来年度までかかる見込みであることから、28年度の債務負担行為設定とあわせまして5億200万円、今年度予算より減額補正するものでございます。

コミュニティバス運行事業費につきましては、町内の公共交通の充実を図るため、10月から亘理の中心市街地を中心として巡回する乗合自動車「わたりん号」の試験運行をする委託料と、運行に必要な車両のリース料、合わせて474万5,000円追加補正するものでございます。なお、このわたりん号につきましては、亘理地区の仮設住宅、災害公営住宅を初めスーパー、亘理駅、役場等を経由する予定でございます。

災害公営住宅関連道路整備事業費につきましては現在、下茨田橋改良工事の現場内で東北農政局による亘理承水路の護岸復旧工事が施工中で、東北農政局と協議の結果、護岸復旧工事後に橋梁工事を行うこととなり、今年度内の橋梁工事の完了が見込めなくなったことから、来年、28年度までの2カ年で事業を実施することとし、平成28年度の債務負担行為の設定とあわせまして1億8,289万3,000円を今年度予算より減額補正するものでございます。

多目的広場整備事業費におきましては、荒浜地区災害危険区域土地利用計画においてスポーツパークエリア内に多目的広場を整備する計画で、当初予算で調査設計業務委託料3,240万円を計上しておりましたが、その後、復興庁との協議の過程で防災目的以外の整備は認められないこととなり、今回当初予算3,240万円を減額し、この説明欄の次の次の81のパークゴルフ場整備事業費の欄になりますが、今回単独事業費といたしまして事業内容を精査し、パークゴルフ場の整備に先立ち、パークゴルフ場整備実施設計業務委託料として2,800万円追加補正するものでございます。

80の旧長瀬小学校跡地施設整備事業費につきましては、旧長瀬小学校東側グラウンドは現在、地域住民の方々が各種イベント等で利用されておりますが、震災の影響により地盤沈下をしており、雨が降った際に水たまりができるなどグラウンドコンディションが悪いため、盛り土整地工事を今後行うため、旧長瀬小学校東側グラウンド盛り土整地工事として工事請負費830万円を追加補正するものでございます。

残土運搬事業費につきましては、現在主に荒浜地区横山囲いに仮置きしています復興事業関連の残土については、当該地鳥の海陸上競技場等の復旧工事を実施することから移動が必要となり、今回盛り土運搬費が復興庁から効果促進事業費として認められることとなり、復興交付金の一括効果促進事業を活用して、最終の土捨て場であります荒浜緩衝緑地整備予定地に運搬するための残土仮置場搬入工事等として、工事費2億5,150万円追加補正するものでございます。

次に、27ページをお開きください。

10款教育費でございます。主なものにつきましては、3項1目中学校管理費ですが、説明欄、右の28ページになりますが、荒浜中学校屋外運動場に入っております現在の土は、粒子が非常に細かく、強風時に近隣住宅等に大量の土が飛散している状況であることから、土の入れかえ工事を行うため、荒浜中学校屋外運動場改修工事と、吉田中学校の施設のバリアフリー化の改修等工事とあわせまして、工事請負費として合計3,880万円を追加補正するものでございます。

次に、29ページをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費1項1目農林水産施設災害復旧費につきましては、災害廃棄物仮置場として借用しておりました吉田の塩田地区の畑の復旧工事を行うため、吉田

宇塩田地区瓦れき仮置場跡農地復旧工事として工事請負費3,400万円を追加補正するものでございます。

続いて、歳入予算について説明申し上げますので、9ページにお戻りいただきたいと思ひます。

初めに、8款地方特例交付金につきましては、住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための減収補填特例交付金1,081万5,000円を追加補正するものでございます。

9款の地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い4,746万円増額補正するものと、復旧・復興事業にかかわる震災復興特別交付税の額の確定に伴い9,367万1,000円の減額補正するものと、合計、合わせまして4,621万1,000円減額補正を行うものでございます。

12款使用料及び手数料につきましては、ことし6月から8月にそれぞれ入居が始まりました下茨田南、上浜街道、大谷地災害公営住宅の住宅使用料といたしまして、2,583万6,000円増額補正するものでございます。

13款の国庫支出金につきましては、個人番号カード交付補助金として1,277万円追加補正するものでございます。

14款の県支出金につきましては、次の11、12ページをお開きいただきたいと思ひます。

2目民生費県補助金として、説明欄にございますが、母子父子家庭医療費補助金176万円増額補正と、先ほど説明申し上げました民間保育所の運営が決定し、事業者への補助金として保育所緊急整備事業費補助金といたしまして1億3,054万2,000円を追加補正するものでございます。

16款の寄附金につきましては、全国の方々より東日本大震災に係る災害復旧・復興のための寄附のほか、ふるさと納税など合わせまして件数にして21件、421万7,000円の貴重なご寄附を頂戴したものでございます。この場をお借りいたしまして、寄附をいただいた方々に御礼を申し上げます。

17款繰入金につきましては、今回補正予算の調整財源として財政調整基金から5億4,387万7,000円繰り入れするものと、復旧・復興事業費の財源としまして震災復興基金から3,695万1,000円繰り入れするものと、東日本大震災復興交付金基金繰入金2億8,335万3,000円減額補正するものでございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。

19款諸収入につきましては、仮施設有効活用等支援事業に係る助成金といたしまして、450万4,000円追加補正するものが主でございます。

20款の町債につきましては、臨時財政対策債の借入額の確定に伴い、今回変更分として3,090万円増額補正するものでございます。

最後になりますが、前の4ページにお戻りいただきたいと思います。

4ページが、まず第2表 債務負担行為補正でございます。今回は、債務負担行為の追加ということで、第2表に記載の固定資産台帳整備事業委託及び下茨田橋改良工事並びに記載の各避難道路、3路線の合計5つの事業につきまして、それぞれの事業におきます平成28年度までの債務負担行為の期間及び限度額を設定するものでございます。

その下の第3表が、地方債補正でございます。今回は、地方債の変更で、先ほど申し上げました臨時財政対策債の借入金の確定に伴い、4億1,400万円としておりました借入限度額を今回4億4,490万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 18ページの住民基本台帳ネットワークシステムについてお尋ねいたします。

先ほど鞠子議員も聞きましたけれども、町の広報それからホームページ、県の広報、県のホームページで周知をしているということですが、カードが届くということは町民の方はすごくびっくりされると思うんです。ですので、10月5日の前に例えば回覧板等で、回覧板というのは結構見る率が高いと思いますので、回覧板等で皆さんに周知をするということは考えていないでしょうか。

あともう1点、吉田東部のほうにメガソーラーが今度できますけれども、本当にありがたいことだと思います。そういう中で、町長の提案理由の中にも、これから固定資産税の収入など多大な効果が期待されますということが書いてありますけれども、どれぐらいの金額的に、言葉でなくて、「多大な効果」という部分でのちょっと数字的な部分がもしわかれば示していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 今、ご指摘ありました回覧板等での周知ということでございますが、確かにその効果もありますので、実施したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 2番目のメガソーラーの町への経済効果ということで説明申し上げます。あくまで概算、今試算ですが、固定資産税、土地につきまして年間約2,000万円、償却資産が17年間を見込んでいますが総額で15億6,770万円、さらには電力供給分ということで、地元貢献策ということで山佐さんのほうから年間750万円、20年ということで合計5,000万円という今試算をしております、これをお話ししてもおわかりのとおり、今後多大な効果が見込まれるということで想定しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 回覧板のほう、お願いしたいと思います。

あと、本当にすごいですよね、この金額。年間に固定資産税2,000万円、17年間で15億円ですか。電力の貢献ということで5,000万円。ぜひ町民の方にも具体的な金額も若干示しながら、メガソーラーが地域に来てくださるということをぜひ周知していただければいいのかなと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについて今、地権者の方々から同意を求めまして、最終的には土地の契約をこれから取り交わしする予定です。それで、町としましては、契約取り交わし後にいわゆる町民の方々、皆さんにこういう経済効果等も含めてお話ししていきたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 16ページ、2款1項5目13節ですね。固定資産台帳整備業務委託料でありますけれども、固定資産台帳は今までも整備されていると思うんですけれども、今までと今後どういうふうに業務が変わるのか、まずそれを述べてください。

次、20ページ、3款1項8目13節の応急仮設住宅夜間巡回業務委託料でございますけれども、これについては先ほど企画財政課長が説明されましたけれども、仮

設住宅の入居者が少なくなったことによって、警備会社に夜間の巡回をお願いするというふうなことでありますけれども、8月30日現在の、5つの仮設住宅全体の入居率は何%になっているのか。

そして、東北工業大学の研究班の調査によりますと、仮設住宅から災害公営住宅及び防災集団移転などに移転することが決まっていな方は、高齢者よりも現役世代の単身者が多んだということが調査で示されておりますけれども、こういう方についてはどのように対応するのか。まずこの2点、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、1点目についてお答えします。

1点目については、平成27年の1月23日付で総務大臣通達によりまして、各地方公共団体におきまして統一的な基準による地方公会計の整備が義務づけられております。このことによりまして、発生主義、それから複式簿記の導入、あるいは固定資産台帳の整備、比較可能性の確保の促進ということで、各地方公共団体については27年度から29年度の3カ年で財務書類を作成し、予算編成等に活用することとされております。

公会計整備におきましては、自治体が保有する資産を的確に財務書類に反映させる必要がございますが、本町では固定資産台帳がまだ未整備の部分がございます。このため、新たに固定資産台帳システムを導入するものでございまして、導入に当たりましては各課が保有しております土地、建物、道路、上下水道管、温泉施設などといった全ての行政財産を精査する作業とともに、それぞれの価格算定等の評価を行う必要がございます。これら一連の作業とシステムの構築を行うものが今回の委託でございまして、なお既に稼働中のGISシステムと今後導入予定の公会計システムとのデータの連携が可能なシステムの構築を現在考えているところでございます。

1点目が以上でございます。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） では、鞠子議員の2点目についてお答えしたいと思います。

プレハブ応急仮設の入居率なんですけれども、全体で15.8%の入居率になってご

ざいます。世帯数では、148世帯の方が今現在お住まいになっております。

あと、その後の、夜間は防犯強化ということで今後パトロールを業者に委託してやる予定でありますけれども、日中に関しましては亘理町サポートセンター事業の一環といたしまして、社会福祉協議会のほうに委託している見回り事業というところで、独居世帯、高齢者世帯を含めた要援護者の情報をもとに実施しているわけですが、平日はサポートセンターの支援員、週末は集会所職員が戸別訪問を行いながら、安否確認を行っているところです。

そして、現役単身者の方の再建がおくれているというような情報がありますということだったんですが、現役単身者、この方は今現在7世帯入居なさっております。そのうち再建未定として私どものほうで捉えているのが3件、そちらのほうは今後引き続き個別面談を行いながら、支援策を一緒に考えていきたいと思っておるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 22ページですね。6款1項6目亘理太陽光発電施設用地復旧工事についてですけれども、津波で道路とか水路に被害を受けたことは、これは明確なんです。それは、何を聞きたいかという、山佐を太陽光発電として誘致する際に、山佐からこれは町のお金で復旧してくださいと言われたのか、どこで言われたのか。どの段階で言われたのかね。どの段階で言われたのか、それがまず1点目。

それと、次ですね。24ページ、7款1項2目荒浜築港仮設店舗解体等工事ですけれども、先ほど中小企業基盤機構から補助金が出ると言われましたけれども、全額補助金が出るのかですね。

それと、もう1点。公共ゾーンの仮設店舗は、今後どのようになるのか。解体はしないのか、するのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） メガソーラー用地につきましては、圃場整備事業の中で進めているわけでございます。そういった中で、74.9ヘクタールでございますが、防災集団移転元地、それから町有地、そして創設非農用地で生み出す農地でございます。そのうち、農地61.7ヘクタールにつきましては、本来ですと農地災害復旧や圃場整備事業で整備することになっておりますが、将来において営農する場所

ではないということでございますので、そういった復旧はできないということでございます。

今回、この事業に当たっては、月1回の山佐さん、それから県、設計業者との打ち合わせをいたしております。その中で、太陽光発電事業で参入する業者が造成工事や設備工事が円滑にいくようにということで調整を図っておりまして、町といたしましても企業誘致の観点から町で整備していこうということで進めておりました。

決定につきましては、町の企画調整会議、それから政策会議等で決定しているものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 荒浜築港の仮設住宅の店舗の解体工事につきましてご説明申し上げます。

歳出のほうで680万2,000円計上させておりますけれども、実際の仮設店舗の解体費につきましては、450万3,000円でございます。アスファルトの舗装の解体工事が229万8,000円ほどございまして、最初に言いました仮設店舗分の解体費用450万円につきまして、こちらのほうが中小機構のほうの助成の対象となっております。アスファルトにつきましては、町のほうからの町単の事業というふうになります。以上でございます。（「ああ、もう1点、もう1点」の声あり）

あと、公共ゾーンの仮設店舗の解体ということなんですけれども、今回の場合は先ほど財政課長のほうの説明がありましたとおり、堤防の工事が予定されておりますので、そちらのほうを急いで解体という形になるんですが、今後公共ゾーンの仮設店舗、並びに荒浜の新御狩屋のほうにも仮設店舗がございます。そちらのほうも入居者のほう、ほとんどの方が再建のほうへ進んでおりまして、今後解体のほうに現在考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後ですけれども、26ページですね。

8款4項6目ですね。パークゴルフ場整備実施設計業務委託2,800万円ですけれども、パークゴルフ場の整備は町単独でありますけれども、現段階でパークゴルフ場整備は、総事業費は幾らになるんですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） ただいまの鞠子議員のご質問でございますが、こちらのほうのパークゴルフ場につきましては、本議会で補正予算で提出しております実施設計のほう、こちらのほうで認められれば実施設計に入るので、本当に今のところ、施設の整備内容も具体的には決まっておりませんが、現段階で基本的というか最低限設置するようなものの内容で概算の概算で積算したところ、面積としては大体4ヘクタールを考えております。わたり温泉の北側の元の陸上競技場が2ヘクタール、その隣に4ヘクタールくらいの野球場を含めたところがあったんですが、そちらのほうも2ヘクタールで、それぞれ2コース18ホールずつを2つということで、4ヘクタール36ホールを考えております。

そちらの分の36ホール分の整備費、それとトイレが1棟を整備するというのと、あと施設内の植栽、そして散水設備などということで、概算の概算で約4億円を見込んでおります。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第86号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は13時10分といたします。休憩。

午後0時11分 休憩

午後1時07分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第18 議案第87号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第87号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第87号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明します。

平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,128万7,000円とするものでございます。

歳出から説明しますので、12ページをお開きください。

4款1項1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、ケアマネジャーの増員によりまして、ケアプラン作成業務などを行うための地域包括ケアシステムのクライアント1台分を追加する費用として、委託料45万円を増額補正するものでございます。

次に、5款1項1目基金積立金につきましては、当初予算で4,563万9,000円を計上しておりますが、今回の補正における財源調整のため2,152万円を減額補正するものでございます。

6款3項1目返還金につきましては、平成26年度介護給付費交付金及び地域支援事業交付金、並びに制度改正におけるシステム改修事業の精算に伴い、国県支払基金への返還金として2,490万2,000円を増額するものでございます。なお、支払基金へは地域支援事業分のみ返還でございまして、介護給付費分は追加交付となります。

次に、歳入について説明しますので、8ページにお戻り願います。

3款2項3目及び5款4項2目の地域支援事業交付金並びに8款1項3目の地域支援事業繰入金につきましては、歳出におけるクライアント追加費用に対し国39%、県19.5%の交付金、それから町19.5%の繰入金を増額補正するものでございます。

4款1項1目支払基金の介護給付費交付金につきましては、26年度分の介護給付費の精算により追加交付となることから、279万8,000円を増額するものでございます。

最後に、10ページ、9款1項1目繰越金につきましては、27年度への純繰越額が263万6,213円となりましたことから、当初予算で200万円を計上しておりますので、今回63万6,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第88号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正
予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第19、議案第88号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第88号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

それでは、別冊の平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算書（第2号）をご用意いたします。

まず初めに、1ページをお開きください。

平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,819万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,752万8,000円とするものでございます。

これにつきましては、初めに歳出から説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費といたしまして、2,550万円を追加補正するものでございます。わたり温泉鳥の海につきましては、本町における観光事業の拠点施設といたしまして昨年10月に日帰り入浴を再開させて以来、大変ご好評をいただいているところでございますけれども、レストランの営業につきましては現在も停止していることから、今後営業を再開させた場合の経費がどれくらいかかるのかということ进行分析するため、本町の郷土料理でありますはらこ飯のシーズンに合わせ、約3カ月間の試験営業を行うための経費といたしまして2,388万円、さらに温泉浴場のろ過システムの修繕費といたしまして162万円を追加補正するものが主なものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページのほうにお戻りください。

1款1項3目、試験営業の利用収入といたしまして食事料2,550万円を追加するものと、6款1項1目わたり温泉鳥の海運営のための寄附といたしまして、9ページのほうの説明欄に記載の4件の方々から総額1,269万円の寄附を頂戴いたしましたことから、歳出のほうの2款1項1目でわたり温泉鳥の海運営基金のほうに積み立てするものでございます。貴重なご寄附を頂戴いたしましたことに心から御礼申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 3問しか質問できませんので、まとめて質問していきます。

まず1つは、ことしの4月から8月までの月ごとの利用者数並びに営業日数を月ごとお知らせいただきたいと思います。それが1点。

2点目、9ページでございます。

食事料として2,550万円でございます。これは、はらこ飯だけなのか、ほかの食料、いわゆる飲み物といいますかね、それらを含むのかということ。それと、はらこ飯の期間というか、3カ月ということですが、いつからいつまでなのか。これ、お答えいただきたいと思います。まず2点。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、4月から8月までの入浴者数、利用者数ということでございますけれども、それぞれ4月から申し上げます。4月の利用者数が1万3,404人、日数につきましては29日でございます。5月につきましては1万3,571人、日数は30日でございます。6月、1万47人、日数は29日でございます。7月、1万61人、日数が30日でございます。8月、1万2,486人、日数は30日でございます。

続きまして……。合計は申し上げたほうがよろしいでしょうか。（「ああ、合計もできれば」の声あり）はい。4月から8月までの合計で、利用者数が5万9,569人、日数につきましては148日でございます。

続きまして、食事料の2,550万円の中身でございますけれども、今回ははらこ飯の定食のみの営業にさせていただきたいと考えております。折り詰めの方は、出す予定はございません。はらこ飯については、丼物、はらこ飯の丼、あとあら汁、汁物ですね。それと漬け物をつけまして、飲み物につきましては今回出す予定はございません。セルフサービスのほうでお茶と水のほうを提供したいと考えております。

それから、値段ですけれども、定食の値段は1食当たり1,000円というふうに、1,000円で定食を出したいと考えております。以上でございます。（「期間はいつからいつ」の声あり）

ああ、済みません。期間ですね。期間のほうが、あくまでも予定でございますけ

れども、9月25日の金曜日から12月13日の日曜日まで、4階のレストランのほうで出したいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 食事料のコストが、これははらこ飯の食材費からしますと、約48%になります。通常、飲食店ではないんでしょうけれども、40%が妥当かなと私なりに思います。努力されたいということを申し述べて、次の質問に入ります。

備品購入なんですかね。11ページ、341万円ございます。これの内訳をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 備品購入の内訳でございますけれども、今回レストランを再開させるに当たりまして、冷凍庫……。金額はよろしいでしょうか。（「結構です」の声あり）はい。冷凍庫1台ですね。あと、テーブル型の冷蔵庫ですね。低いタイプの横長のやつでございます。それから、通常の大形の冷蔵庫。そして、今回検食用のフリーザーというのが必要になってきますので、どうしても検食が必要になりますので、そのフリーザー。あとは、食券を買っていただくための券売機、それと4階部分の監視用のカメラを3台購入したいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 2点目。わたり温泉鳥の海、これの運営基金積立金の残高、寄附金を含みますが、これの3月末の残高と8月末の時点での残高をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 3月末の基金の残高でございますけれども、1,657万4,000円でございます。8月末におきましても、3月末と同額の1,657万4,000円というふうになっております。以上でございます。（「3点目だよ。終わりかな」「終わり、終わり」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） まず、9ページの食事料、1食1,000円ということですがけれども、近隣というか荒浜の周辺でもはらこ飯を販売することになりますけれども、この料金の設定はどのようにして周りの、例えば水産センターとか周りのはらこ飯を

売っていらっしゃる方もいると思うんですけども、そこら辺との料金の部分はちゃんと話し合いができていますのかどうかということと、あと11ページのこのはらこ飯をつくる方なんですけれども、ここに記載の臨時職員賃金の中で何人をお願いしてはらこ飯をつくってくださるのかということ。まずその点をお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） はらこ飯定食の1,000円でございますけれども、通常ですと、ほかの店と比べますと相当安いと考えております。普通ですと1,200円から1,300円、高いところだと1,500円というところもございます。鳥の海温泉のはらこ飯、あくまでも今回は試験営業ということもございますけれども、今回は1,000円ということで、切りのいいところで。中身につきましては、プレミアム付でございますので、大変おいしいかと思っておりますので、その点、今度17日の現地調査のときにぜひ試食していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、臨時職員でございます。こちらにつきましては、2名の調理員を今現在予定しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今の2名の調理員の方ですけども、しっかりとおいしいものをつくってくださるんだと思うんですけども、これはもう今の段階できちっと決まっていて、調理器具とかまた新たなものでつくることになると思うんですけども、今いろんな分で調理をしてくださる方は、何度かもう実験というかつくっていらして、9月25日のオープンに向けて準備をしているというようなそういう段階なんですか。まだ調理員を募集しているというような段階なんですか。その点、お聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 調理員を募集というよりも、地元の方を、地元のお母さんというとおかしいんですけども、実際自宅によくつくられている方をお願いするというので、鳥の海の所長のほうが探しておりまして、実際もう目をつけられております。まだ、鳥の海温泉のほうで実際につくったかどうかというのは、まだやってはいないと思います。ですので、17日の前には必ずつくって、皆さんに

安全なものをお食べいただけるとと思いますので、その点についてはご心配なさらぬようよろしくどうぞお願いいたします。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 今、臨時職員の話だったんですけども、380万円で2名というお話がありましたよね。すると、3カ月ですと1人60万円になる計算なんですね。違いますか。（「人数ですか」の声あり）ええ。ちょっと月60万円だと高すぎるんだけれども、私もはらこ飯ができるので、私も勤めていいのかなと思って。その辺、一つね。

あと、利用収入が2,550万円ですけれども、3カ月間。何食というふうな計算は、どういうふうなものを根拠にして算出したのかということと、あと町長の提案理由の中で、今後営業を再開した場合に経費がどのくらいかかるのかを分析するためというふうに書いてありますけれども、どの部分を分析するのかね。分析した結果、それを今後どういうふうな形で生かすのか。その3点、とりあえずお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 先ほど臨時職員の人数を私、調理員としか答えませんでした。調理員は何人かというふうに聞かれなかったと思ひまして、済みません。調理員は2名なんですけれども、そのほかにフロアのほうで働く方、あと調理のほうの裏でサポートする方も必要になりますので、全部で8名を予定しております。8名の今回の人数でございます。

それから、食数でございますね。今回は、まず平日と土日の休みの日と分けて考えております。平日につきましては、1日200食を限定というふうに考えております。それを20日間の3カ月というふうに予算上はとっております。土日祝日につきましては、1日500食を限定として考えております。9日間、月9日の3カ月というふうに予算上は計上しております。合計しますと2万5,500食を今回のほらこ飯で提供したいと考えているところでございます。

それから、最後ですね。今回の分析ということで、今までやっていないものを営業するというのは、いろいろ多々問題が出てくると思いますので、今後営業した場合、どのような経費ですね。今回の場合はほらこ飯だけを提供するという形でのみの経費でございますけれども、それとあと人的なものですね。いかにお客様

に喜んでいただけるように動くにはとか、職員の研修とかも含めるわけですが、そういったものを踏まえて、実際にどのくらいの経費があれば効果的な運営ができるのかというのを分析するための今回の3カ月とっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） まずその定食の出る数なんですけれども、普通お昼時間帯だけかなと思うんですけれども、例えばテーブルが100あったと。お昼時間帯ですので、1時間で500を出すのに5回転しないと500はさばき切れません。1時間で5回転といいますと、12分で定食を食い終わらないとできないと。例えば、それが2時間だと20分、そういうふうな計算が成り立つわけですね。ですから、これの500が本当に無理のない数字なのかどうか、やっぱりこれはしっかりしないとだめな部分だと思います。

あと、それと今回分析をするための実験的な取り組みと言いますけれども、鳥の海温泉はこれまでも19年度に営業して、二、三年していたというふうな経緯があります。その中で、数字的なものはしっかりと残っているはずなんですよね。それでも結構私は分析ができて、それに基づいて今回をどうするかというふうなのを本来であればするべきだと思うんですよね。今の話を聞くと、データがゼロで、今回初めて取り組むというふうな話では、我々がいつも言っているような今後どうするか、利益を上げるように頑張ってくださいねというふうな話が、全然ここに生かされていない。私はそういうふうに思うんですよ。ですから、これは一般的には人件費がどのくらい、利益率はどのくらいというふうな計算があって、前回のデータに基づいて今回それにちょっとチャレンジしてみるというふうな取り組みだったらわかるんですけれども、その辺、私がこういうふうに意見を言ってどういうふうに考えているのかお聞きします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今、議員がおっしゃられたとおりでございます。私の認識も甘いところがございますけれども、前回のデータを踏まえて鳥の海の所長のほうもぜひチャレンジしたいというふうに思ったからこそ、今回やったと思っております。

そのほかにデータをとる、分析をするというのも目的ではございますけれども、

もう一つは鳥の海温泉が10月にオープンしまして、温泉のほうは大変好評いただいておりますけれども、皆さんからよく言われるのは、食事をする場所がない、早く提供してほしいというのがございまして、その意味も込めまして今回のほらこ飯のほうを、ちょうど季節が9月になりました。10月から本当は始まるんですけども、その季節に合わせてぜひ鳥の海温泉のほうで地元の料理を食べていただきたいという気持ちから出たということもございまして、よろしくお願いたしたいと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） それでは、最後にお聞きします。レストランの営業時間は、何時から何時までなんですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 午前11時から午後3時までとなっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） レストランの再開も利用者からは要望があるわけでありましてけれども、それ以上に2階の大広間はぜひ開放してほしいという要望も強いわけでありましてけれども、今回試験営業をするときに2階の大広間についてはどのように、開放するのかもしれないのかも含めて答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今回は、4階のレストランのみを使用するというので、2階のほうの予定は今のところございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 試験営業をしてレストランの営業が非常に好評だというふうになれば、恐らくレストランも再開をすると思うんですけども、3、2階の宿泊施設とか今後の点ですね、宿泊施設も含めて、今後どういうふうな展望を持っているのか、それについても1回答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実は、先ほど高野孝一議員もおっしゃったように、公共の施設だからといって赤字は垂れ流しじゃいけないというのが基本的な考えです。ですから、今回は前の3年を鑑みたく中で、慎重にも慎重を期しています。ですから、今

は風呂だけでいこうということで、実は先ほど担当課長も言いましたけれども、あそこで担当していますと色々なご意見がございます。「ああ、飯も食うところがないじゃないか」と、今出たように「休むところもないじゃないか」というようなご意見があります。しかしながら、そこでストップをかけているのは私でございます。もう少しやっぱり時間が欲しいなということで、現在具体的には、私も含めまして課長もまず近隣のこういった岩沼市、それからあと大江町では2カ所温泉をやっています、直営で。それから、隣の中山町にこの間、行ってまいっています。

そのほかに、前にも議会のときに高野議員からもコンサルタントという話もあったんですけども、コンサルタントはぎりぎりまで頼まないかなと思っていません。コンサルタントは、意外に思ったほどの効果が出ないということで、こういったあれはもう少し慎重に時間が欲しいなというところなんです。ですから、先ほどの大広間にしましても、実は前のときも大広間で大変苦勞しているんです。運営上ですね。ですから、その辺も十分前も、先ほど高野孝一議員からもありましたけれども、前のそういったこともあるわけですから、十分考えて、施設は本当に立派な施設があるわけですから、そこを本当に慎重にやっていきたいなということで、慎重過ぎるかもしれないんですけども、もう少し時間がやっぱり欲しいなと思います。

とりあえず、今課長が言いましたように、はらこ飯をやってみようということで、これは現場のほうの強い意向もありましたし、それを手助けしようという地域の方々もいらしたので、この点はひとつ、今回まずやってみよう。

あと、もう一つですね。温泉は、私は大体500人ぐらいくると大体収支がとれるかなと思ったら、今行っている専門官が、やっぱり町長、600から650欲しいですねと言っているんですね。今の担当している専門官の見方で。私のほうが、ちょっと100人くらい甘かったかなというところなんです。そんなところで、おかげさまでわたり温泉鳥の海、ここまで来たので、今回はまず食事の提供ということでやらせていただきたいなとそのように思っております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） はらこ飯を試験的に3カ月営業するということでございますが、今の課長の説明ですと、はらこ飯と漬け物とあら汁とこの3点セットということを

言われていますが、今現在、にぎわい回廊で海鮮丼、煮魚定食と焼き魚定食1,000円、それで運営していますけれども、並んでいますよ。非常にお客様が大勢来られています。それはなぜかと申しますと、そういったお膳の中に本当におもてなしの手づくりの切り干し大根の煮物、ほんの少しでもいいんです。そういったおもてなしの心が欠けているような気がするんですね。1,000円で。もう皆、お客様がとられるような本当に予感がして、非常に心苦しいんですが、やはりお客様をお呼びするという事は、おもてなしの心ですね。何でもいいですから心のこもったものを、ただ封を切って漬け物を出すとかそういうことではなくて、もっと丁寧な形でお客様をお出迎えするという心構えが非常に欠けているような気がしたんですね。ですから、そういった点、考えておられませんか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 大変厳しいご指摘なんですけれども、漬け物を袋からそのまま出すというような、そのような粗相のないように鋭意努力して、値段に見合った、値段以上のものを提供したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。（「了解いたしました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 先ほど試験的に1,000円ということでございましたけれども、試験的には1,000円で、じゃあその後どのようにされるのか。そのまま1,000円で続けるのかどうか伺います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今回は試験的ということで、何度も試験的、試験的と言って申しわけないんですが、今回は1,000円でお出しさせていただきたいと考えております。

お客様の反応を見まして、例えばはらこ飯と漬け物とあら汁だけでは物足りないという方が、もし、いらっしゃるかもしれませんけれども、その際には何かもっと1品ふやすなり、もうちょっと何かをアレンジするなりとかで考えていきたいと思っております。それで、それに合わせた値段の設定を考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 1,000円で2万5,500食ですか。そうすると、食事料2,550万円、これはプラマイゼロ。ちょっと高野孝一議員とかぶるかもしれませんが、プラマイゼロとなるわけですね。やはり経営するからにはプラマイゼロではなくて、ある程度の利益をとらないと、これはいけないんじゃないかなと。その点についてはどう思われますか。

議 長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今回の歳入歳出につきましては、同額となっておりますけれども、これには、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、もちろん備品は入っていますし、あと管理費として修繕料が入っておりますので、その点162万円の修繕費というのが、これは今回のほらこ飯を出すから使うわけではなくて、もともと温泉のほうの施設の修繕という形で出しましたので。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） やはり経営者という観点からこれは進めていただきたいなど。

それで、やはり全般的には、以前は赤字赤字ということをおっしゃったので、じゃあどうやって利益を出すかということですね。それもやはり考えていく一つじゃないかと私は思うわけです。

ほらこ飯、今回はどのぐらい……。2万5,500じゃなくて、今度はまたそれなりのことを考えているとは思いますが、そういった諸経費も今度は入ってくるわけですね。ですから、まず忙しくなれば人も入れなきゃいけないだろうとそう思います。それに対して、やはり人件費、諸経費、全部含めての、さらにそれにアップというような考えを持っているのかどうか、それを伺います。

議 長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今回の営業でどうしても人が、今現在でも足りないのはわかっているんですけども、臨時を使つての営業。それに対しまして今後どうしてもお客さんが多くてうれしい悲鳴を上げるという場合は、人件費のほうのアップ、人の手配のほうも考えなければいけないと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第89号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第20、議案第89号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案第89号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

平成27年度 亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）をご用意いただきたいと思います。

初めに、1ページになります。

議案第89号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ853万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,509万4,000円とするものがございます。

歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、平成26年度からの保険料繰越金の確定に伴う宮城県

後期高齢者医療広域連合への納付金といたしまして853万2,000円を追加補正するもので、その財源といたしましては、8ページに戻ります。

8ページの歳入をお願いいたします。

平成26年度からの繰越金853万2,000円を追加補正するものです。以上です。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第89号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第89号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（安細隆之君） 日程第21、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、諮問第2号につきましてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております5名の委員のうち、中西紀子委員が平成27年12月31日をもちまして任期満了となります。その後任として新たに大堀良子殿を人権擁護委員に推薦したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案申し上げたものでございます。

住所は亙理町吉田字流140番地の1、氏名は大堀良子、生年月日は昭和22年10月12日でございます。経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。昭和43年3月に宮城学院女子短期大学教養科を卒業され、昭和48年5月に旧河南町の須江中学校に勤務されて以来、35年間にわたり教職員として力を発揮された方でございます。退職後においても岩沼市や山元町の小学校に講師として勤務されました。このように、教職員として長年にわたり培われた豊富な経験と知識、そして高潔な人格であることを熟慮した結果、人権擁護委員として最適任であると考え、推薦したいと存じましてご提案申し上げるものでございます。

以上、議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略をいたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定をいたしました。

日程第22 報告第14号 専決処分の報告についてから

日程第23 報告第15号 専決処分の報告についてまで

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第22、報告第14号 専決処分の報告について及び日程第23、報告第15号 専決処分の報告についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 報告第14号及び報告第15号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、最初に報告第14号についてご説明いたします。

議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。

報告第14号 専決処分の報告について。工事請負変更契約でございます。

平成27年7月2日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書につきましては、次の56ページになりますので、ごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

平成27年度亘理町立荒浜小学校プール災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

隣の57ページが資料となりますので、ごらんください。

工事名が平成27年度亘理町立荒浜小学校プール災害復旧工事でございます。

変更契約年月日が平成27年7月2日。

変更請負金額が1億6,744万8,600円。220万8,600円の増額です。

契約の相手方が阿部工務店・田中建材輸送・平口建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

それで、今回の変更理由及び変更内容につきましては、屋外給水設備におきまして当初設計においては小学校に隣接する町道鳥屋崎3丁目線に埋設している排水管のダクタイル鋳鉄管150ミリよりポリエチレン管50ミリで分水し、町道2丁目線に新規布設し、本体に給水する計画でございましたが、2丁目線について現地精査の結果、既設給水管の塩ビ管VP50ミリがあり、また建設した場所に下水道管もあることが判明したため、道路管理者と協議の結果、本体に給水するポリエチレン管50ミリの区間を既設塩ビ管VP50ミリと一本にまとめることになり、水道事業者と協議の結果、ポリエチレン管75ミリで指定があったため、送水管の接続部分より量水器までの配水管布設区間の管種を水道配管用ポリエチレン管75ミリに変更するもので、水道管用のポリエチレン管50ミリを55メートルから8メートル

ルに変更し、水道配水管用ポリエチレン管75ミリを変更により新たに50メートル布設するものです。

58ページが位置図、59ページが屋外給水管設備平面図で、朱書きの部分が今回の変更部分となります。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

続きまして、報告の第15号です。

議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。

報告第15号 専決処分の報告について。工事請負変更契約です。

平成27年7月23日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書につきましては、次の61ページになります。

専決処分書。

平成26年度互理第5－3号汚水幹線工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

次の62ページが資料となりますので、お開きいただきたいと思います。

工事名が平成26年度互理第5－3号汚水幹線工事。

第2回変更契約年月日が平成27年7月23日。

変更請負金額が7,060万8,240円。148万8,240円の増額です。

契約の相手方が渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

変更理由及び変更内容につきましては、現地調査の結果、推進工法のうち低耐荷力管の推進工の延長を増嵩するもので、37メートルから38メートルに変更するものと、関係する土地所有者との協議の結果、公共ます設置工を増嵩するもので、9カ所から10カ所に変更するものでございます。

63ページが位置図で、朱書き部分が工事施工箇所となります。

工期につきましては、終期を平成27年7月31日から平成27年8月31日に変更したものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけ

でありますので、ご了承願います。

日程第24 報告第16号 平成26年度亙理町健全化判断比率及び資金
不足比率についてから

日程第25 報告第17号 平成26年度亙理町水道事業会計の資金不足
比率についてまで

(以上2件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第24、報告第16号 平成26年度亙理町健全化判断比率及び資金
不足比率について及び日程第25、報告第17号 平成26年度亙理町水道事業会計の
資金不足比率についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたしま
す。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 初めに、報告第16号について、当局からの提案理由の説明を求めま
す。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続いて報告第16号について説明申し上げます。

議案書の64ページをお開きいただきたいと思います。

報告第16号 平成26年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

平成26年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財
政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により下記のと
おり報告するというので、この内容につきましては、平成19年度決算から財政の
健全化を判断する指標として公表が求められておりますが、本町におきまして
は、平成26年度におきましても財政健全化法に基づく4指標のいずれもが国の示
す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率につ
いても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものでございます。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり
赤字の状況を比率であらわすものでありまして、いずれの比率におきましても黒
字となっているため、数値としてあらわせないものでございます。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25%及び財政再生基準35%とな
っておりますが、平成26年度の比率につきましては、平成25年度より1.1%下がり

8.5%となったものでございます。

将来負担比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値としてあらわせないものであり、早期健全化基準である350%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率につきましては、亶理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉島の海特別会計、亶理町工業用地等造成事業特別会計の3会計とも資金不足が生じていないため数値としてあらわせないものでございます。

以上が報告16号でございます。

議長（安細隆之君） 次に、報告第17号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、引き続きまして議案書の65ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第17号 平成26年度亶理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

平成26年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでございます。

資金不足比率。亶理町水道事業会計、資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため数値としてあらわせないものとなっております。表につきましては、横棒、ハイフン表示でございます。以上が報告第17号です。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第16号 平成26年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第17号 平成26年度亶理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時57分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 四 宮 規 彦

署 名 議 員 高 野 進